第明治三十五種郵便物認可

平成２２年（フ）第２１２６１号
東京都北区王子４丁目18―12―303
破産者　草茅　泰広
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２７０号
神奈川県厚木市棚沢182―１―202
破産者　三浦　邦和
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２８２号
埼玉県三郷市新和４丁目193―１
破産者　金田　和郎
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２９６号
東京都中野区野方６丁目９―12　古川実子方
破産者　田村　芳次
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１３００号
東京都板橋区清水町82―４―302
破産者　清水奈穂美
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１３３０号
東京都調布市菊野台３丁目20―２―５―201
破産者　菅野　智教
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１３３４号
東京都渋谷区宇田川町36―２―609
破産者　佐藤　玲寿
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１３３５号
神奈川県大和市桜森２丁目16―14―201
破産者　植木　克行
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１３４７号
東京都葛飾区柴又３丁目34―５―302
破産者　半田　哲也
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４５５号
東京都練馬区南大泉１丁目16―８―102
破産者　南　　隆雄
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１５１５号
東京都葛飾区青戸８丁目３―８―202
破産者　嶋田　　勉
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１５３３号
神奈川県座間市緑ヶ丘１丁目17―15―202
破産者　丸山　　浩
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３５７７号
名古屋市西区鳥見町２丁目22番地の１　パークシティ鳥見Ａ棟407号
破産者　ケンズコーポレーションこと　宮澤　賢太
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９４８号
千葉県流山市南流山８丁目19番地の１　ヴェルドミールＤ―102
破産者　上釜　正嗣
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１４７６７号
宮城県刈田郡蔵王町大字円田字西浦北20番地の13
破産者　有限会社グリーングラス
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４７７６号
東京都練馬区石神井台４丁目５―12―204
破産者　松岡　秀樹
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０２８号
山梨県中央市若宮37―６―307、開始決定時の住所東京都杉並区高円寺南３丁目４―15―104
破産者　櫻山　　豊
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７３５号
東京都世田谷区給田２丁目18―４―202
破産者　黒田　秀和
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７１６８号
埼玉県児玉郡上里町大字嘉美1351―11
破産者　佐川　千秋
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７５２４号
神奈川県川崎市麻生区片平３丁目６―８―210
破産者　山之内卓郎
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７５６２号
東京都葛飾区水元３丁目16―13―310
破産者　鳥海　健之
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７５６３号
東京都葛飾区水元３丁目16―13―310
破産者　鳥海直津枝
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部